



J A F 公認準国内競技



公認番号 2019-5023

J A F 九州ジムカーナ選手権 第 5 戦

JMRC オールスター選抜 第 5 戦

とびうめジムカーナフェスティバル'19

開催日 2019年7月7日(日)

場 所 スピードパーク恋の浦

特 別 規 則 書

協 賛

アッドブレインズ ジャパン 株式会社

オーガナイザー

J A F 加盟クラブ エーアールシーとびうめ
(T O B I U M E)

公 示

本競技会は一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）のFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則およびその細則、2019年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、スピード競技開催規定、JMRC九州ジムカーナ統一規則および本競技会特別規則に従い準国内競技として開催される。

第1条 競技会の名称

JAF九州ジムカーナ選手権第5戦
JMRCオールスター選抜第5戦
とびうめジムカーナフェスティバル19

第2条 競技種目

四輪自動車によるタイムトライアル（ジムカーナ）

第3条 格式及び競技会公認番号

JAF公認準国内競技 公認番号 2019-5023

第4条 オーガナイザー

JAF加盟クラブ エーアールシーとびうめ（TOBIUME） 代表者 立川 仁
所在地 〒818-0104 福岡県太宰府市通古賀2-3-47 オートショップ サンハウス内エーアールシーとびうめ事務局
TEL：092-925-0708 FAX：092-929-4968
e-mail：sunhouse@minos.ocn.ne.jp Website：<http://tobiume.boo.jp/>

第5条 大会事務局及び参加申込場所

第4条に同じ。（担当 榊 淳一 090-3733-2934）

第6条 競技会開催場所

スピードパーク恋の浦 ジムカーナコース 〒811-3307 福岡県福津市渡 641（恋の浦ガーデン内）
TEL（0940）52-7171 FAX（0940）52-7172

第7条 競技会開催日及びタイムスケジュール

*開 催 日	2019年7月7日(日)
*公 式 受 付	8：15～9：00
*公 式 車 検	8：20～9：10
*コースオープン（慣熟歩行）	8：30～9：20
*ドライバーズ プリーフィング	9：30～
*第 1 ヒ ー ト 開 始	10：00～
*コースオープン（慣熟歩行）	第1ヒート終了後40分間
*第 2 ヒ ー ト 開 始	第1ヒート終了50分後
*表 彰 式	15：30～（予定）

第8条 大会役員及び競技会役員

【組織委員会】

*組 織 委 員 長：榊 淳一 *組 織 委 員：榊 雅史・平木 勝己

【競技会役員】

*審 査 委 員 長：今 福 和 彦（JMRC九州派遣）	*審 査 委 員：中 川 康 隆
*競 技 長：立 川 仁	*副 競 技 長：清 水 久 司
*コ ー ス 委 員 長：清 水 久 司	*計 時 委 員 長：山 村 武 史
*技 術 委 員 長：立 川 仁	*救 急 委 員 長：萩 尾 隆 徳
*事 務 局 長：榊 淳 一	

第9条 参加受付及び参加費用

- 1) 受 付 期 間2019年6月10日（月）～7月2日（火）必着
- 2) 参 加 料（別途共済加入料¥1,000 必要な場合あり）
 1. 選手権クラス（PN、B、SA、SC） 14,000円
 2. オープン部門 9,000円
 3. ジムカーナ体験部門 3,000円・2018年度九州学生チャンピオンシリーズ成績優秀者および学生に対しての特別割引有り（JMRC九州会則第15条）。
- 3) JMRC九州統一申込書（JMRC九州 web サイトにてダウンロード可）に必要事項を記入し、署名捺印のうえ上記参加料現金）を添え現金書留にて上記期間中に第5条の事務局宛て申し込むこと。
- 4) 参加受理書は発行しない。

第10条 参加拒否及び取消（参加受理書は発行しない）

大会オーガナイザーは国内競技規則 4-19 に従い、理由を明示することなく参加を拒否する権限を有する。この場合参加料は返却手数料¥1,000 を差引き返還する。但し、参加受理後に参加を取り消した場合は、その参加料は返却されない。

第11条 参加者及び競技運転者（ドライバー）

*選手権クラス

- 1) 参加者は、有効なJAF競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし競技運転者は参加者を兼ねることができる。
- 2) 競技運転者は、有効な自動車運転免許証と、有効なJAF国内競技運転者許可証B以上の所持者でなければならない。
- 3) 同一車両による重複参加は2名まで認める。

*JAF選手権対象外サポートクラス

- 1) オープンクラス：ライセンス及び有効な自動車運転免許証を有し、シリーズでのポイント獲得を求めない者。
- 2) ジムカーナ体験部門：ライセンスを有さない者（有効な自動車運転免許証を所持している事）
- 3) 同一車両の重複参加は制限しない。

*各クラス共通

- 1) 同一運転者は1つのクラスのみ参加できる。
- 2) 競技運転者は、競技中に有効な1,000万円以上（サポートクラスは200万円以上）の傷害保険又はJMRC全国共同共済に加入している事。なお当日受付時に、その保険証書（コピー可）もしくはJMRC九州発行のメンバーズカードを持参し提示すること。他地区からの参加者は所属地区の発行したJMRC全国共同共済加入を証明するものを当日受付にて提示する事。

- 3) 上記傷害保険または共済未加入の競技運転者は、競技会当日受付に於て 1,000 円を支払い、JMRC九州共済を申し込む事が出来る（JMRC九州未加入の者は 200 万円まで保証されるが、その効力は当該競技会終了をもって消滅する。ただし、次競技会までにライセンスを取得し JMRC九州会員に加入することにより当該年度内有効となる。また選手権クラスに参加する場合は JMRC九州加盟のクラブ員として入会する事。）
- 4) 以上により当日参加受付にて保険加入の確認が出来ない者は、競技に参加出来ない。
- 5) 警察、行政関係により処罰もしくは疑義のあるものは参加できない。
- 6) 競技運転者の変更は認めない。
- 7) 満 20 歳未満の競技運転者は、参加申込みに際し親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

第 12 条 参加台数

全クラスを通じ 120 台までとする。

第 13 条 参加車両および車両変更

- 1) 選手権クラスは 2019 年 J A F 国内競技車両規則第 3 編スピード車両規定及び JMRC九州統一規則に適合した車両とする。
- 2) 競技車両の変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得る事。
- 3) 車両変更申請は参加確認受付終了までとする（同一部門同一クラスにかぎる）

第 14 条 競技クラス区分（レシプロ・ロータリー係数 1.0 倍、過給装置係数：ガソリン 1.7 倍、ディーゼル 1.5 倍）

1) 選手権クラス（J A F九州選手権、JMRCオールスター選抜）

* B 部門

- ・ B1 クラス：全ての軽 4 輪の B 車両及び SAX 車両
- ・ B2 クラス：全ての 2 輪駆動の B 車両及び SAX 車両
- ・ B3 クラス：全ての 4 輪駆動の B 車両及び SAX 車両

* P N 部門

- ・ P N1 クラス：気筒容積 1600cc 以下の 2 輪駆動（F F・F R）の P N・A E 車両
- ・ P N2 クラス：気筒容積 1600cc を超える 2 輪駆動（F F・F R）の P N・A E 車両
- ・ P N3 クラス：全ての 4WD の P N・A E 車両

* P N 部門のタイヤは 2019 年全日本統一規則の参加車両規則に準ずる。

* S A 部門

- ・ S A1 クラス：全ての 2 輪駆動の N・S A・S A X 車両
- ・ S A2 クラス：全ての 4 輪駆動の N・S A・S A X 車両

* S A 部門のタイヤは 2019 年 J A F 国内競技車両規則第 3 編スピード車両規定に準ずる（通称 S タイヤ可）。

* S C 部門

- ・ S C1 クラス：全ての 2 輪駆動の S C 車両及び S A X 車両
- ・ S C2 クラス：全ての 4 輪駆動の S C 車両及び S A X 車両

* S C 部門のタイヤは 2019 年 J A F 国内競技車両規則第 3 編スピード車両規定に準ずる。

2) サポートクラス（J A F 選手権・JMRCオールスター選抜対象外）

1) オープン部門（ライセンス要）

- ・ オープンクラス 登録ナンバー無を含み全ての車両、クラス区分無し。

2) ジムカーナ体験部門（ライセンス不要）

- ・ クローズドクラス 道路運送車両の保安基準に適合し自動車登録番号を有する車両、クラス区分無し

3) B 部門は下記のタイヤの使用が認められない。

- ・ プリジストン：520S・540S・55S・11S・11A・2.0/4.0・05D・06D・07D
- ・ ダンロップ：93J・98J・01J・02G・03G・Z2-β/α・β-02・β-03
- ・ ヨコハマ：021・032・038・039・048・050・A-08B・A-052
- ・ トーヨー：FM9R・08R・881・888・R888
- ・ グッドイヤー：R S s p o r t -86S・R2・R3・R4・Vspec

但し、上記タイヤがラベリング認定された場合は使用禁止タイヤから除く。シリーズ期間内でも、これに準ずると判断されたタイヤは使用不可になる場合がある。又、海外製タイヤを含む通称 S タイヤ及び縦溝のみのタイヤは使用不可とする。

第 15 条 参加者及び競技運転者の厳守事項

- 1) 競技運転者は、ヘルメット（スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱に適合するもの）、指先まで覆うグローブ、シューズ、レーシングスーツ（サポートクラスは難燃性の長袖、長ズボンでも可）の着用を義務付ける。
- 2) 参加者およびドライバーは、競技期間中競技会場において薬物等によって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。
- 3) パドック内は全てパドック委員の指示に従い、徐行とする。
- 4) 表彰対象者は、必ずレーシングスーツ着用の上、表彰式へ出席する事（サポートクラスを除く）。

第 16 条 公式車両検査（車検）

- 1) 参加者は車両と共に指定の時間内に、指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査を受けない場合、公式車検で不合格の場合、または技術委員長の修正指示に従わない場合、修正不可能な場合は、当競技会に参加出来ない。
- 2) 競技終了後、上位車両は再車検を行う。（サポートクラスを除く）
- 3) 全ての車両はターボタイマーの使用を禁止する（含配線）。
- 4) 競技番号（ゼッケン）は公式車両検査前までに左右にしっかりと貼付する事。
- 5) 競技車両は、公式車検終了後から正式結果発表までは車両保管とし、コース走行中および走行のための移動を除きオーガナイザーの管理下に置かれる（許可なく移動してはならない）。

第 17 条 ドライバースプリーフィング

- 1) 競技長は競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てプリーフィングを開催する。
- 2) ドライバーはプリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。遅刻を含みこれに違反した場合はペナルティの対象となる。

第 18 条 競技コース

競技コースは、競技会審査委員会に承認されたものが公式通知として掲示される。

第 19 条 コースオープン（慣熟歩行）

- 1) タイムスケジュールに従い、歩行とする。
- 2) 慣熟歩行は、公式車検終了後行うことが望ましい。但しサービス員等が車検に立ち会う場合はこの限りではない。

第20条 スタート方式及び計時

- 1) スタート方式はランニングスタートとする。
- 2) スタートは原則としてゼッケン順に行う。
- 3) スタートの合図は、国旗によって行われる。
- 4) 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 5) 計測は、自動計測機器にて1/1000秒まで計測し、その計測結果を成績とする。
- 6) メイン計測器のトラブルによる計測不能の場合に限り、独立したバックアップ自動計測器のタイムを成績とする。
- 7) アナウンスによるタイム、ペナルティー、成績等は参考であり、これらに関する抗議は一切受け付けない。

第21条 順位決定

本競技会は原則として2ヒートで行い、その内の良好なヒートのタイムを採用し最終順位とする。同タイムの場合は、下記に従い順位を決定する。

- 1) セカンドタイムの良好な者。
- 2) 排気量の小さい順。
- 3) 競技会審査委員会の決定による。

第22条 信号表示

旗信号に関し下記の通り定める。

- | | | | |
|------|------------------------|---------|-----------------|
| *国 旗 | : スタート合図として用いる。 | *チェッカー旗 | : ゴール合図として用いる。 |
| *赤 旗 | : 危険有り直ちに停止せよ。 | *黒 旗 | : ミスコース、コースアウト。 |
| *黄 旗 | : パイロンタッチ、脱輪時、真上に提示する。 | *緑 旗 | : コースがクリアされた。 |

第23条 競技上のペナルティー

- 1) スタートの指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- 2) スタート合図後速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 3) 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 4) コース上のマーカー（パイロン）の移動、または転倒と判定された場合は、当該ヒートの走行タイムにマーカー1個につき5秒を加算する。
- 5) コースから脱輪した場合、1輪につき1回5秒を走行タイムに加算する。
- 6) 4輪がコースから同時に脱輪した場合（コースアウト）は、当該ヒートを無効とする。
- 7) ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。
- 8) 走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合、当該ヒートを無効とする。
- 9) 競技役員によりリタイヤ、競技継続不可能又は危険と判断された場合は、当該ヒートを無効とする。
- 10) スタート後5分以内にゴールしない場合は、当該ヒートを無効とする。
- 11) コントロールラインに設置してある計測機器に車両等が接触した場合、接触した車両の当該ヒートを無効とする。

第24条 抗議

- 1) 自分が不当に処遇されていると判断する参加者は、抗議する権利を持つ。
- 2) 国内競技規則に従い、抗議を行う場合は書面により理由を明記し抗議料を添えて競技長に提出すること。
- 3) 抗議内容が車両規定の場合、抗議対象となった車輛の分解検査等に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。この分解検査に要した費用は競技会技術委員長が算定する。
- 4) 抗議料は正当と裁定された場合、及び競技会審査委員会が返還を決定した場合に限り返還される。
- 5) 審判員がその役務遂行中の行った判定に対しては、いかなる抗議も受け付けられない。（国内競技規則12-6）
- 6) 抗議に対する裁定は、競技会審査委員会が行い、抗議者に宣告される。

第25条 抗議の制限時間

- 1) 技術委員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
- 2) 競技中の過失及び反則に関する抗議は、その競技運転者のゴール後30分以内とする。
- 3) 競技成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内とする。

第26条 損害の補償

- 1) 参加者及び競技運転者は、参加車両及び付属品等の損傷、盗難、紛失等の損害及び会場の施設、器物を破損させた場合の補償等、理由の如何に関わらず各自が責任を負わなければならない。
- 2) 参加者、競技運転者、サービス員等はJAF及びオーガナイザーの大会役員、競技役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち、大会役員、競技役員がその役務遂行に起因するものであっても、参加者、競技運転者、サービス員等、観客、大会役員の死亡、負傷、車両の損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第27条 本規則の解釈

本規則及び競技に関する諸規則や公式通知の解釈に疑義が生じた場合は、書面にて質疑申し立てする事が出来る。これに対しては競技会審査委員会の決定を最終とし、関係当事者に口頭にて通知される。

第28条 競技会の成立、延期、中止、短縮

- 1) 保安上、又は不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
- 2) 競技会は第1ヒートが終了した時点で成立する。

第29条 賞典（参加台数により、賞典を制限する場合がある）

- *選手権クラス 1位～3位 JAF賞・副賞 4位～6位 副賞 *サポートクラス 1位～6位 副賞

第30条 その他

- 1) 本規則発行後、JAFに於て決定された事項は、全て本規則書に優先する。
- 2) 本規則書に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその付則、2019年JAF日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定及び、JMRC九州統一規則書に準拠する。
- 3) JAFライセンス無しの参加者は、JAFスポーツ資格登録規定に従いJAF国内競技運転者許可証Bの申請資格を取得できる。